

# 児童手当の多子加算

2025年度に19歳になる子を養育する方へ

申・問 こども政策課 Tel.0299-77-7011

制度改正により、大学生年代の子(修学以外の子を含む)を養育する場合、多子加算のカウント対象とすることができます。現在、多子加算を受給して、2006年4月2日～2007年4月1日生まれの子を、4月以降カウント対象とするには申請が必要です。該当すると思われる方に通知しましたので、期限内に申請してください。通知がなくても該当する方はお問い合わせください。



申請期限=4月16日(水)必着

申請方法=郵送または窓口へ提出

必要書類=額改定届、監護相当・生計費の負担についての確認書

※必要書類は市ホームページ、こども政策課、市民生活課で入手可能

(例) 19歳になる子を含めて3人いる場合

子どもの構成	申請した場合	申請しない場合
A 2025年度に19歳になる子 	第1子 支給なし (多子加算のカウント対象)	支給なし (多子加算のカウントなし)
B 18歳以下 	第2子 3歳未満: 1万5千円/月 3歳以上: 1万円/月	第1子 3歳未満: 1万5千円/月 3歳以上: 1万円/月
C 18歳以下 	第3子 3万円/月 (多子加算)	第2子 3歳未満: 1万5千円/月 3歳以上: 1万円/月

※多子加算: 大学生年代の子から数えて、高校生年代以下の子を含めて3人以上養育している場合、第3子以降の支給額が月額3万円になります

## 2024年度定期監査結果の公表

問 監査委員事務局 Tel.0299-90-1128

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

2025年1月28日

神栖市監査委員 池田 誠  
神栖市監査委員 須田 光一

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

2024年4月1日から9月30日までの財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について監査を行なった。

#### 2 監査の対象部署

教育委員会  
教育総務課  
教育指導課  
学務課(波崎教育事務所、各幼稚園、各小・中学校を含む)  
第一学校給食共同調理場(各調理場を含む)  
文化スポーツ課(歴史民俗資料館を含む)  
中央図書館(各図書館を含む)  
中央公民館(各公民館を含む)

### 3 監査の期間

2024年10月11日から2025年1月28日まで

### 4 監査の方法

監査の対象となった財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行なわれているかどうか、および経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として、提出された関係書類の監査を実施した。

### 第2 監査の結果

監査を実施した結果、財務に関する事務および経営に係る事業の管理はおおむね適正に執行されているものと認められた。

待ち時間短縮

簡単

## 手続きに行く前に! スマホで「申請ナビ」に入力を

引っ越しの際に必要な届出書や住民票の交付申請などの各種申請書を、事前にスマホや窓口にあるタブレットを使って作ることができます。待ち時間の短縮にもつながり、とても便利です。

問 市民課 Tel.0299-90-1181  
市民生活課 Tel.0479-44-1958



### 対象の手続き

- 転入届(他市区町村から神栖市への引っ越し)
- 転居届(神栖市内での引っ越し)
- 転出届(神栖市から他市区町村への引っ越し)
- 印鑑登録申請
- 住民票・戸籍・印鑑登録証明書の交付申請
- マイナンバーカードに関する各種申請

### ご利用の流れ

- ①お手持ちのスマホやパソコンなど、または窓口にあるタブレットから専用サイトにアクセスし、必要事項を入力
- ②入力完了後に表示されるQRコードをスクリーンショットなどで保存または印刷
- ③窓口でQRコードを提示
- ④印刷された届出書の内容を確認の上署名

### 注意事項

- このサービスは届出書・申請書の作成のみです。手続きは窓口で行なってください
- QRコードの画面を閉じてしまうと、再表示できません。必ず画面の保存または印刷をしてください
- マイナンバーカードやマイナポータルを利用して引っ越しの事前手続きをした方は転入届、転居届の「申請ナビ」の利用は不要です。マイナンバーカードを窓口にお持ちください



詳しくは市ホームページをご覧ください

## 転出届はマイナポータルで

問 市民課 Tel.0299-90-1181

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインで転出届の手続きができます。市役所の窓口へ出向くことなく、転出届を提出できますのでぜひご利用ください。

### ご利用の流れ

- ①マイナンバーカードを使ってマイナポータルにログインし、必要事項を入力し申請
- ②マイナポータルの申請状況が「完了」になっていることを確認  
※神栖市で転出処理が完了すると、申請状況が「完了」となります
- ③引っ越してから14日以内に、新しい住所地の自治体窓口に出向いて、転入届の手続き

### 注意事項

- ご利用の際は、マイナンバーカードに設定した暗証番号の入力が必要です
- 日本国内で引っ越しする方が対象です。国外への転出手続きは窓口にお越しください
- 届け出内容に不備がある場合は、電話連絡による確認や転出届の再提出を求められる場合があります



詳しくは市ホームページをご覧ください